

## 第132回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年 2月20日（水）09:30～12:15

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【臨時委員】

山澤 成康、縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄

### 【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

若生総務審議官、横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官、  
統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長、永島次長  
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

- （1） 諮問第125号「労働力調査の変更について」
- （2） 諮問第126号「工業統計調査の変更について」
- （3） 部会の審議状況について
- （4） 統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について
- （5） 毎月勤労統計調査について
- （6） 賃金構造基本統計調査について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第132回統計委員会を開催いたします。

本日は、西郷委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単にお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、諮問が2件、部会報告が4件です。まず、諮問第125号「労働力調査の変更について」が資料1-1、1-2及び1-3、諮問第126号「工業統計調査の変更について」が資料2-1及び2-2、部会の審議状況についてが資料3-1、3-2、3-3及び3-4、統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続についてが資料4、毎月勤労統計調査についてが資料5-1及び5-2、賃金構造基本統計調査についてが資料6-1及び6-2です。

また、点検検証部会について、西村委員長から平成31年2月15日付で部会長と点検検証部会の所属委員について指名されております。これらの資料を参考資料1及び2として付けております。

議事と資料の確認は以上です。

○西村委員長 本日はこのように、通常の諮問答申以外に、幾つかの重要な論点の審議がありますので、よろしくお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。

前回の統計委員会に引き続きまして、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。1月の統計委員会において、2004年から2011年の遡及推計における不足しているデータについて、事実関係並びに委員会から出された論点を事務局に整理するように指示したところですが、まずその整理結果について報告をお願いします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それでは、資料5-1を御覧ください。「毎月勤労統計2004年から2011年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理」という統計委員会担当室の資料でございます。

ページをおめくりください。2ページ目でございますが、本件は、厚生労働省からデータ不足の問題が指摘されておりました。繰り返しますが、厚生労働省は、2004年から2011年までの系列について、東京都の抽出率を正しく反映した復元推計を行うことは、以下、赤で記載してある3つのデータが不足しているから、困難であると説明しています。1番目は、平成19年1月調査分の旧対象事業所分、ここはサンプルが入れ替わっていますが、古い方の調査票データがない。それから、平成21年の抽出替え時点における新産業分類を変更する、抽出率逆数表を組替え作成するために必要な資料です。具体的には、指定予定事業所名簿はないということでございます。それから3番目は、平成22年以前の雇用保険データ、これは労働者数を推計するために必要なデータですが、こちらがないということでございます。この3つについて順次御説明いたしますので、4ページ目以降を御覧ください。

まず、平成19年1月調査分の旧対象事業所分の調査票データでございます。5ページ目

です。データがないと、なぜ推計できないのかということにつきまして、厚生労働省から説明をいただきまして、統計委員会担当室で整理いたしました。賃金の指数系列を作成するためには、新対象事業所に加えて、サンプル入替え時には旧対象事業所分も必要でして、その調査票情報を利用して、サンプル入替え時である2007年1月・東京都分の抽出率を反映した復元推計を行い、調査産業計、産業大分類、産業中分類など公表系列ごとの賃金を新たに計算し、得られた新旧の賃金から段差を計算し、賃金指数に対して、段差を調整する三角修正を行う必要がございます。2018年以降は行われていませんが、2015年までは行われていますので、この修正が必要ということがございます。

厚生労働省は、旧対象事業所分の調査票情報がないと、500人以上の事業所について、東京都の復元推計を行い、旧事業所分の賃金を計算できないことから、賃金の指数系列を作成することができないと説明しているところでございます。

1 ページおめくりください。今の言葉を式で記載したのが6 ページ目でございます。①は、厚生労働省から示されている計算式でございますが、②は、こちらを少し書き換えたものでございます。要は、復元推計をすると何のデータが必要なのかということございまして、新たに必要データは赤と青でございます。従来公表されている全国賃金というのは分かっていますので、こちらに従来公表ベースの労働者数を掛ければ、賃金総額になるのですが、東京都の分が足りなくなっています。下のところに、プラス（東京都の抽出率逆数マイナス1）掛ける（東京都における回答事業所の賃金総額）と記載していますが、要はこれは復元推計で増える分、東京都の分だけ増やさなければいけませんので、東京都の賃金総額に抽出率逆数マイナス1を掛けたもので、割り算する労働者も変わりますので、これは再集計値ベースの労働者数が必要となります。再集計値ベースの労働者数というのは、要は従来公表された労働者数に東京都の膨らまし分を足したものであるということでございます。

ということでございますので、何が必要かというのは、7 ページ目のところに赤で記載してある2つのデータでございまして、東京都における回答事業所の賃金総額、それから東京都における前月末と本月末の調査労働者数をこの2007年1月の旧事業所を対象に必要ということでございます。

ポイントは、厚生労働省は、調査票情報が必要だと言っているのですが、実は東京都の集計値の情報だけが重要ということであって、個票が必要というわけではありません。ですので、何らかの形で東京都分の上の2、①、②の集計データが入手できれば、計算は可能ということです。例えば、①、②のデータが、厚生労働省の統計のシステムにないか、あるいは、東京都一団体分のデータの問題ですので、東京都がお持ちになっていないかということの確認が必要ということでございます。

8 ページ目、統計委員会では、委員からこのような意見が出ております。実は、新事業所データを旧事業所データとして活用できるのではないかとございまして。500人以上の事業所は全数調査になっている産業は結構あります。抽出のところもありますが、全数のところは旧と新が一緒ですので、要は新事業所のデータを旧事業所で使えるのではないかと御意見でございます。

続きまして9ページ目からでございます。この新産業分類変更のための資料ということで、抽出率逆数表を作成するための資料がないという問題でございます。

10ページ目、少しこの事情を理解するには、どうやって復元推計しているかということを理解する必要があります。11ページの式を御覧いただきながら10ページ目の説明をお聞きいただければと思います。毎月勤労統計調査の復元推計では、産業別・規模別に、抽出率の逆数—母集団事業所数を指定予定事業所名簿に掲載された事業所数で割ったものを用いた事業所数ベースで抽出率の逆数による復元を行っています。それから第2段階として、1事業所当たりの労働者数の違いや実際の回収率が100%ではない分を考慮した労働者数ベースの推計比率による復元という2段階の復元を行っているところです。

このような複雑な2段階の復元を採用するのは、母集団労働者数は全国のみで把握可能で、都道府県別にはリアルタイムには分からないためだと推測しています。このため、都道府県ごとに抽出率が異なる影響については、抽出率逆数を用いた事業所数ベースの復元で対応する一方で、1事業所当たりの労働者数の違いや回収率が100%ではない影響は、推計比率の復元で調整するという2段階でやっています。

ここで特徴的なのは、抽出率逆数による復元が、いわゆる回収率100%ベースの抽出率逆数、すなわち母集団事業所名簿に掲載された母集団事業所数／指定予定事業所名簿に掲載された調査対象事業所数で計算された抽出率逆数を用いて行われているということでございまして、これがかなり特徴的ということでございます。

1ページおめぐりいただいて、12ページ目を御覧ください。では、なぜデータがないと推計できないかというのを少し厚生労働省の御説明を基に統計委員会担当室で整理いたしました。

以上の枠組みから、右の表にありますとおり、2010年に新産業分類で公表してございまして、2009年まで古かったわけですが、ここで組替えが必要ということでございます。500人以上、100人から499人、30人から99人の各事業所規模を対象に新産業分類ベースの抽出率逆数を計算する際には、調査票の送付先を網羅する指定予定事業所名簿と母集団事業所名簿を用いて組替えを行う必要があるということです。ですが、2009年抽出替え当時の指定予定事業所名簿というのが必要なのですけれども、これがなくなっている。つまり、名簿を使って新しい産業分類に格付して組み替えることをしたいのですが、その名簿がないということでございます。そうですので、厚生労働省としては、抽出率逆数表を新産業分類ベースに組み替えて作ることができませんと説明しているわけでございます。これにつきましては、1月17日と30日の統計委員会で以下の4つの意見が出ております。

1番目は、新産業分類と旧産業分類の連続性はどの程度あるのかということでございます。産業分類の変更に際して、新旧産業の定義変更が小さければ、その産業についてはそのまま接続できるので、旧産業分類ベースの抽出率をそのまま新産業分類で使えるではないかということです。そういう産業は結構多いのではないかと御指摘でございます。これについては、次のページで検討させていただきます。

2番目は、母集団情報を利用すれば、産業分類変更の影響を把握できるのではないかとございます。例えば、2006年事業所・企業統計調査では、新旧両方の産業分類で

格付を行っていたので、この情報を活用できるのではないかと考えています。

3番目は、名簿ではなくて、実際に回収された調査票情報を活用すれば、こちらに戻って新産業分類を用いた集計が可能で、新分類別の回収率を算出できるのではないかと考えています。

4番目は、名簿の種類でございまして、指定予定事業所名簿がなくても、こちらに近い名簿である指定事業所名簿があれば、できるのではないかと考えています。

14ページ目を御覧ください。先ほどの1番目、新産業分類と旧産業分類の連続性ということでございまして、下の15ページを御覧いただきながら御覧いただければと思うのですが、3つに区分できると考えられます。

例えば、500人以上で見ますと、新旧産業分類の範囲がほぼ同一であるとみなせるもの。2010年、要は2007年の標準産業分類の変更について変更されたわけですが、例えば、建設業とかは全く範囲が変わっていませんので、そういうものはそのまま新しい分類でも使えます。こうしたことが、ほかたくさん産業にあるのかなということのポイントとなります。2番目は、新旧の産業分類の範囲は異なっていて、組み替えなければいけないのだけれども、全部抽出率1であれば、組み替えた後も1ですので、問題ないというものです。3番目が、産業分類は異なるし、抽出率も1ではないとすると、何らかの加重平均みたいなものをとらないと作れませんということです。

100人から499人、30人から99人も同じでございまして、範囲が同じであるもの、抽出率が同一であるもの、でも産業分類は異なり、抽出率が同一でないものということでございます。

ここに記載してある青の部分は、旧産業分類の抽出率を新産業分類の抽出率としてそのまま利用できることとなります。一方、赤で記載してあるところは、旧産業を組み替えて、新産業分類の抽出率を計算する必要があるということです。まず①、②、③の各区分に該当する産業を把握して、組替え作業が必要な産業を特定する必要があります。

500人以上と30人から499人ではやや状況が違いまして、500人以上は東京都と東京都以外ではかなり違うということでございますが、ページをおめくりいただきまして、16、17ページを御覧いただきますと、100人から499人について、東京都と東京都以外で抽出率が異なるのは6産業、30人から99人は4産業ということでございますので、そのインパクトはかなり違うということでございます。

3番目、18ページでございまして、平成22年以前の雇用保険データでございまして、まず、なぜないと推計できないのかということにつきまして、19ページ目でございますが、その次の20ページ目も少し御覧いただければと思うのですが、もともと毎月勤労統計調査のベースとなる母集団労働者数が毎月補正されているわけでございますが、20ページにありますとおり、左側の雇用保険事業所データ、それから毎月勤労統計調査の調査データの両方を使って補正されているということでございます。

少し式に書くと、赤くなっている真ん中なのですが、当月の母集団労働者数というのは、 $R(t)$ が復元比です。それから $S(t)$ が調査労働者数なのですが、こちらに1プラス $\Delta x$ 、この $\Delta x$ が雇用保険を使った労働者数の増減でございまして、それから $\Delta y$ という

のが毎月勤労統計調査による増減を反映したもので、こういう式で書かれるということでございます。要は、新しく復元推計した後に $L(t)$ を計算するためには、月次の $L(t)$ 、 $S(t)$ 、 $\Delta y(t)$ とかが全部必要でございますし、雇用保険事業所でも $\Delta x$ もないと計算できないということなのですが、この $\Delta x$ のデータが廃棄されていて、2010年以前は入手できないので、 $L(t)$ が計算できないというのが厚生労働省の説明でございます。

こちらにつきまして、21ページ目、委員から出ておまして、そんなことはなくて、従来公表値の母集団労働者数から、雇用保険データによる増減分を実は逆算できるのではないかとということでありまして。従来公表値の母集団労働者数はありますので、それから逆算できないかということで、これは次のページで検討させていただきます。

それから、21ページ目、そもそも雇用保険データの母集団労働者数の補正に与えるインパクトはどの程度あるのかと。余りないのであれば、無視するという近似もあり得るのではないかとという主張でございます。

今の御意見の1番目について、統計委員会担当室で少し検討してみたものが22ページ目でございます。単なる式変形が記載されているわけでございますが、ある程度予想されるとおり、従来公表値のデータを使えば、 $\Delta x$ は毎月規模別・産業別に計算可能ということでございます。この計算が正しければ、この計算を従来公表値から逆算しておいて、復元推計後、 $s$ とかは全部変わるわけです。 $s'$ とか $\Delta y'$ とか $L'$ とかに全部変わるわけですが、これは新しいデータを入れて、先ほどの19ページ目の式に投入すれば、復元推計後、遡及推計後の $L'$ という労働者数が計算できるのではないかと事務局としては考えているということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○西村委員長 引き続き、1月の統計委員会において委員から毎月勤労統計調査の事案について出された質問や意見に対する回答について、厚生労働省から御報告をお願いします。

○藤澤厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当） 厚生労働省の政策統括官の藤澤と申します。私どもから説明を申し上げます前に一言だけ申し上げたいと思います。私は、2月に統計幹事を拝命いたしました。統計委員会の先生方の御指導を得て、正確な統計の作成、厚生労働省の統計の信頼回復に努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明を申し上げます。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） では、資料につきましては私の方から説明させていただきます。座って、失礼いたします。

資料は5-2でございます。まず1ページの資料5-2-1を御覧ください。この資料は、前回1月30日及び前々回1月17日にお求めいただいていた、1月30日にお示しできなかった資料を追加的に用意いたしましたものでございます。

まず5-2-1でございますけれども、こちらは、「きまって支給する給与の入替え前後の」……。すみません。申し訳ありません。5-2-1ですので、都道府県別の回収率でございます。こちらは、平成29年の回収率を都道府県別に整理したものでございまして、そこにございますように、全国平均で83.4%。都道府県によってばらつきがありますけれ

ども、高い都道府県は、群馬、山形、鹿児島、低い都道府県は、東京、佐賀、熊本になりまして、特段、都道府県の人口とか地域というよりは、それぞれで少しばらつきがあるのかというような状況でございます。データとして提出させていただいたものでございます。

それから続きまして、めくっていただきまして、資料5-2-2でございます。こちらの方も、お求めのありました資料で、「きまって支給する給与の入替え前後の集計結果の差」の時系列推移で、従来の公表値ベースで平成3年まで戻ったものを用意させていただきました。ここで御覧いただきますように、右側から2番目のところに新旧差という形で、入替え後と入替え前とでどれぐらい差が出ているかという数字が出ているわけですが、総じてマイナスになることが多いという面はありますけれども、一方で平成3年とか平成14年辺りはプラスに出るというような形になっているものがあるというものでございます。これは従来の公表値ベースですが、今回、再集計をいたしましたので、その再集計値ベースのものが、次の推移②という3ページのものになります。

こちらは、再集計値が平成24年までになりますので、この計算ができるのが平成27年と30年の2回になります。平成27年の方は大きなマイナスになって、一方平成30年の方はプラスになったというような状況でございます。

続きまして、4ページを御覧いただけますでしょうか。これは、前回お示ししている資料でございます。再集計値と従来公表値で、平成30年の時点での入替えの新旧差をベンチマークとサンプル入替えという形での寄与を分解したものでございますけれども、これの御質問で、どのような計算によるものかという御指摘がございましたので、この表の下に要因分解の算式を書かせていただいております。そこにありますのは、Rが労働者ウエートでございます、Wが平均賃金という形になりますけれども、こちらでダッシュを付けた方が新サンプルあるいは新ベンチマークになりますので、ベンチマーク更新の寄与というものにつきましては、Wを固定して、R'とRの間の差を見て掛け算をするという形で、こちらの $\Sigma$ でベンチマークの更新の寄与と考えているものでございます。

残りの部分をサンプル入替え等の寄与という形で整理して計算したものが、上の表になるというものでございます。

続きまして、5ページから7ページまでの資料5-2-3でございます。これにつきましては、平成16年から21年までの抽出率逆数表というものでございます。下のところに※で記載しておりますけれども、この期間の抽出区分は、平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づくものでありまして、平成24年以降の産業分類とは異なるというものでございます。前回より遡ってという形で、16年、19年、21年で、5ページが500人以上規模、それから6ページが100人から499人規模、そして最後に7ページが30人から99人規模となっているものでございます。

続きまして、8ページでございます。資料5-2-4でございますけれども、これは先ほど統計委員会担当室の方から御説明のありました、不足しているデータの部分の何が必要かということで、これも先ほどとかぶりますので、ここは省略させていただきます。

また、次の9ページのところも、そのうちの①に当たる新旧の指数でギャップが出るところのそのギャップを求めて、赤い線になりますけれども、過去の指数に戻って

く必要があるということで、このギャップ率を計算するための新旧のデータ、特に旧対象事業所分の個票データがないということで、こちらが必要だということを示した資料でございます。

続きまして、10ページの方、これも前回の資料の部分でありますので、詳細には説明は省略しますが、産業分類の変更がございましたので、その部分をやる必要があるということでございます。

委員の方からここで、指定予定事業所名簿の代替として、指定事業所名簿あるいは回答のあった調査票情報という部分が活用できないかという御指摘もいただいているところですが、一定の推計のためのデータとしてはあり得るものかと思えます。一方で、指定した抽出時の名簿というものが抽出率の基となっているものですので、こちらが指定事業所あるいは調査票情報になると、そこから離れていくという形で、実際、回収率等も100%でないという部分もございますので、その辺りの影響が出てくるというものでございます。

続きまして、11ページでございますけれども、これは雇用保険データで、雇用保険データがどのように使われているのかが分かりにくいという部分もございましたので、先ほど統計委員会担当室の方からの資料にもありましたけれども、こちらを少し図で示したものでございます。雇用保険データによる補正と申しますのがその図でございますけれども、一番左端の継続事業所の労働者数から推計するわけですが、そのときに新規事業所の労働者数  $b$  というものは、雇用保険データから持ってくる。あるいは廃止事業所の労働者数、一番下になりますけれども、 $d$  については持ってくる。こちらに加えて、更に5人以上への規模上昇事業所の労働者数  $c$  あるいは5人未満への規模縮小事業所の労働者数  $e$  というものを差し引きするという形で、下の補正比率  $x$  というものを1プラス  $a$  分の  $b$  プラス  $c$  マイナス  $d$  マイナス  $e$  という形でやっているもので、ここに  $K$  というものがあります。これは、下にございますけれども、下から2番目の行、適用率という形で、実際、雇用保険事業所データの影響の適用度合いというのがどれぐらいにしているかというものでございます。これにつきましては、実際の計算には0.5を使っているというのが我々の計算上のものになると御理解いただければと思います。

同じように、毎月勤労統計調査の調査データにつきましても、雇用保険データによる補正後の労働者数に、更に他の規模から当該規模への規模上昇事業所の労働者数を  $f$  あるいは規模縮小の事業所の労働者数を  $g$  としまして、下の補正比率でやって、 $y$  というのを出しているという形で、これらを補正する形で、補正後の母集団労働者数  $S'$  につきまして、 $S$  掛ける  $x$  掛ける  $y$  という形でやっているというものです。先ほど申しおびれましたけれども、毎月勤労統計調査の調査データの方の補正比率の適用率  $L$  も0.5でやっているというものでございます。先ほどこの式を統計委員会担当室の方から御説明いただいた部分と同じでございますので、こういう形で計算するというものでございます。

雇用保険データを用いた補正につきましては、こういう形で逆算できるのではないかとというような先ほどの御示唆でございましたけれども、現行この2つの補正が同時にかかっておりますので、そのために少なくともプログラムを一定改修して実行し直すというような作業が必要なのかとは思っておりますけれども、その辺りも検証しながら検討していき

たいと思っております。

私の方からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問、御意見等がございますか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 最初の資料5-2-1、都道府県別の提出率というのを出していただいたのですけれども、これは、私がお願いしたのは500人以上規模の都道府県別の提出率というか、回収率だったのですけれども、そのように考えていいのですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） すみません。この資料自身は全規模のものになります。

○北村委員 ずっと前に審議したときにいただいたもので、500人以上の規模の事業所の産業別の提出率という表を私は持っているのですけれども、こちらを見ますと、産業によってかなりばらつきがあって、こちらが都道府県に分布しているわけですけれども、こちらによってかなり都道府県の500人以上の事業所の回収率の違いがあって、こちらが今回関係しているように、東京都だけではなくて、大阪府とか神奈川県とか愛知県とか、そういうところにも抽出率調査をしようとした根拠があるのかと思って出してもらおうと思ったのですけれども、そういうものを見せていただくことは可能なのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） すみません、少し次回まで検討させていただきます。

○北村委員 検討ですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） データに当たって、今の時点で確実にあるかどうかは確認できませんので、もちろん見つけて出すような形で対応したいと思います。

○西村委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 もし可能であれば、これはワンポイントというか、平成29年の平均になっているのですけれども、もう少し何年分かというか、過去に遡って分かれば、こちらも見せていただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい、分かりました。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。なかなか、幾つか、統計委員会担当室からのものと重なるところはありますので、その他委員の方々から幾つか……。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 私は、抽出率の逆数表を統計委員会担当室からも、それから厚生労働省からも過去に遡って出していただいたので、非常にありがたいと思っています。これを出していただくと、例えば平成19年において接続がかなり難しいということについておっしゃっていた部分は、かなり補正できるのではないかと考えています。まず、平成16年から19年、東京都について、抽出率1が継続している部分が多いわけですから、これは全数調査ですので、そのまま補正しなくても、平成16年からずっとほぼ同じ事業所が答えていると考えることができると思います。

また、平成16年、19年が1と2または2と1となっている場合なのですが、この場合い

ろいろ問題はあろうけれども、結果的にどの企業が2分の1なのかというのはなかなか分かりづらいであろうけれども、ある意味、どちらかが全数になっていけば、そうでない部分を膨らませることによって、接続することも可能ではないかと考えています。

それから、2が続く場合ですけれども、ここも工夫ができるのではないかと考えているのは、2分の1ということは、要するに平成16年でもし全部入れ替えているとすれば、平成16年で調査した事業所というのは平成19年には全くないけれども、また平成21年には同じ事業所になるということですか。そうすると、平成16年と21年からのものはほぼ同じだと考えると、その間を少し、例えば統計委員会担当室とか、それから厚生労働省の方でブリッジできるようなことというのは考えられないのかということですね。そうやっていくと、残っていくのは、例えば2、2、3だとか、3、3、4だとか、2、3、2だとかという部分。これはかなり大きい部分ではありますけれども、そうしたもう少し丁寧なチェックというのが必要ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○西村委員長 いかがですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 大変貴重な御示唆、ありがとうございます。そういう点も含めて、考えていきたいと思えます。

○西村委員長 次回ということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 産業分類のところは、いろいろ細かく見る必要はあろうかと思えますので、次回に全部にお答えできるのは難しいかと思えますけれども、少しずつなりとも対応させていただければと思います。

○西村委員長 分かりました。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 御説明、ありがとうございました。やはり少し違和感があるのは、御説明に当たって、どうしてできないのかという説明に聞こえることです。この状況から何ができるのか、調査実施部局としてどうしたらよいと考えているというところだと思います。こちらで、問題点を詳細に挙げていくというのもあるのですけれども、何をすればいいのかと考えるときには、問題の所在をある程度パターン化するのがよいのではないのでしょうか。問題点を詳細に全部出させていただいてもいいのですけれども、少なくとも組み合わせで出してみるの、はじめの対応として有益なのではないのでしょうか。ある程度の大きなパターンの中で細かくどのようなやり方があるのかという、何かそういう作業が見えるような資料を出していただけると、とても有益です。1か0で、完璧に対応できないところの中で、どういうことができるのかという議論の方が極めて生産的だし、そのことが一つ説明責任にもつながっていくのかと思いました。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。こちらは御意見ですので……。

○白波瀬委員 意見です。

○西村委員長 こちらはどうですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 今のま

さに少しでも作業が見えるようにということも含めて、きちんとそのような形で取り組ませていただければと思います。

○西村委員長 ほかに、前回御意見のあった方。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 まずはお願いですけれども、やはり一般の民間、国民の利用者からも、数字が欠落しているという状態は非常に困りますので、今あるデータから最善の方法で復元推計をしていただきたいという、これは是非お願いでございます。しかも、できれば、なるべく早い段階で数字を出していただきたいという、少し矛盾しているかも分かりませんが、お願いでございます。

それから、非常に細かい点で恐縮なのですが、今日、資料5-2の4ページで御説明いただいた、多分、前回質問させていただいたので、要因分解の算式を追加いただいたと思うのですが、このときに前回質問させていただいたことの繰り返して恐縮なのですが、東京都の復元によることの差が従来の公表値の2,086円の中には含まれていたというような御説明だったと記憶しているのですが、そうしますと、要因分解は、ベンチマーク更新とサンプル入れ替え以外に、復元のありなしによる差というようなものが3番目の要因として入ってくるのではないかと思います。これは従来の公表値の因数分解の方でございますけれども、そこはいかがでございましょうか。

○西村委員長 よろしく申し上げます。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そういう形の資料に形がなっておりませんで、恐縮ですけれども、考え方としましては、再集計値そのもの自身が、復元しなかった部分を取り除いた形ということになりますので、何らかの形での復元をしなかった部分の影響というのは、この表で言いますと、1,304円と2,086円の差分ですね。ここの部分が復元をやらなかった部分での要因というような形で、そういう意味では、2,086については、その差プラス再集計値のベンチマークとサンプル入れ替えの要因というような形で、3つに分けることができるのかとは考えております。

○西村委員長 野呂委員、どうですか。

○野呂委員 そうしますと、今のお話だと、この782円が復元のありなしによる差だというような御説明だと理解したのですが、その782円は従来公表値の要因である1,791円と295円にどういう形で含まれているのかというのはお分かりにならないのでしょうか。

○西村委員長 お願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 実際にそこの中に入り込んでいるという形にはなろうかと思いますけれども、そもそもがきちんと復元しなかったものという形ですので、まずはその部分の要因としては、この2,086円と1,304円の部分が全てベンチマークとかサンプル入れ替えに係る部分ではなく、復元をしなかった部分の要因という形でまとめて見ているというのが今の我々の考え方でございます。

○西村委員長 この点については、私もいろいろなところから要望を受けるのですが、このベンチマークとかがサンプル関連の説明の中に全部入ってしまっているという点ですが、何か分かりやすい説明ができないのか。というのはこれは非常に重要な点で、どうしてな

のかというところがやはり明確に分からない。確かに、要因分解という形でやると、またこのベンチマークのRとR'の間を更にまた分解しなければいけないという話になって、大変になると思うのですが、何かメルクマールのようなものがないと、外に対しての説明が難しくなるので、その辺のところは考えていただきたいというのは率直なところではあります。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 本日、統計委員会担当室から資料5-1の説明をいただきました後に、厚生労働省から前回の統計委員会の質問等を受けて御報告していただいたのですが、改めまして、資料5-1で、統計委員会の考え方としては、逆算できるのではないかとか、今あるデータを最大限使えば、データがないから復元できないということではないのではないかとこの問題提起がありました。こちらを受けて、現在、厚生労働省におかれては、本日も列挙されました統計委員会における意見について、どのような可能性を感じていらっしゃるか。そして、ここで問題提起されているような復元の可能性を努力していただけるかどうか。是非その方向性、意気込みを、2月に統計幹事に政策統括官も着任されたということなので、改めてこの場で伺えれば幸いです。よろしく申し上げます。

○西村委員長 今の点は非常に重要で、端的に言えば、やるのか、やらないのかという質問なのですが、どうぞ。

○藤澤厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当） ありがとうございます。今いただいたばかりでございますけれども、そもそも前々から、基幹統計の継続性の観点から復元あるいは推計に努力すべきという御意見を厚生労働省として頂戴しております。具体的な内容を今日いただいたと理解しておりますので、こちらを真摯に受けとめさせていただいて、誠実に検討させていただきたいと考えております。

○西村委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原と申しますが、改めまして、市民の皆様は今後いろいろな調査をお願いする中、今回の統計に関する適切ではない取組について、市民の皆様の不信感というのも直接受けている立場でございます。したがって、今、政策統括官に言っていただきましたので、是非、私たちは国民、市民に一番近いところにおります。お隣に東京都の統計部長もいらっしゃるのですが、私たち、特に三鷹市は東京都でございますので、全面的に協力して、しかるべきデータを出していきたいという立場におります。したがって、東京都、そして東京都の自治体の一つである三鷹市としては、今の政策統括官の御発言を重く受けとめ、是非、対応を前進していただいて、なるべく早くその取組の成果をこの統計委員会においても御公表いただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。今の御発言から、やる、やらないということについては、やるという回答であったと理解したいと思っております。

その他の点について、いかがでしょうか。

それでは、統計委員会担当室の資料に沿って、私からも幾つか、厚生労働省に質問させていただきたいと思っております。まず、基本的には、こういう意見に関してどのようなお考えかということなのですが、まず平成19年1月調査分の旧対象事業所のデータで、復元推計

に必要なデータは、資料の7ページ記載の東京都の賃金総額と調査労働者数の2つのデータということによろしいということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい、この推計はそういうものであって、この2つのデータというような部分は理解させていただきましたところですが。

○西村委員長 それで、当該データは見つけることができそうかというのは、何か質問としては変なのですが、我々としては非常に重要に思うのですが、これは実は東京都のところとも関係するのですが、こちらについてはいかがですか。もう一度……。はい。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） これ自身につきましては、我々の手元にあるかどうか、きちんと探しますけれども、仮にその部分が同時並行で東京都の方にも問い合わせさせていただいて、こういうものを探したいとは思っております。

○西村委員長 それから、8ページの新事業所データの活用の可能性はいかがですか。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 あと若干補足でございますけれども、7ページの関係でございますが、①、②というところで、「回答事業所の賃金総額」あるいは「前月末と本月末の調査労働者数」と記載をいただいているところでございますが、恐らくこれは、前のページに記載していただいたところでございますが、推計比率という①の式の2段目というのですか、そのところで推計比率が上下に掛かっておりまして、これを内側に掛ける前の数字ということで、多分②の数字が計算されているのではないかという具合に推察してございます。調査産業の回答事業所ということで、そうなりますと、この①、②につきましては、個票のデータと同じ形になってしまうということで、これをまた、例えばこの式比率を入れ込んだものとして分母・分子を見た集計結果の方ということで当たれるかどうかも含めて、並行して多分やる必要があるのかと考えてございます。

○西村委員長 今の点について、統計委員会担当室はどうですか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ここで必要なのは平均給与になっていまして、6ページ目なのですが、推計比率は分母と分子に両方あるのですけれども、私も先ほど説明いたしましたけれども、推計比率は産業規模別に全国一本のデータしかないとすれば、東京都の平均賃金を計算する際に、推計比率は分母・分子にあるので、これは数字が変わるのは私も理解しているのですけれども、実際にはこれはキャンセルアウトするので、実際になくても、平均賃金は計算できると私は理解しているのですけれども、こちらで正しいのでしょうか。

○西村委員長 いかがですか。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 その辺も含めた検討もいろいろ今後させていただくということになるかと思っています。

○西村委員長 それでは次に、新産業分類変更のための抽出率の逆数表のところですが、資料の13ページに記載されている4つの意見、新産業分類と旧産業分類の連続性、それから事業所・企業統計調査の活用、それから毎月勤労統計調査の調査票情報活用の可能性、指定事業所名簿の有無について、厚生労働省からお答えをいただけるものはあるでしょう

か。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） これそれぞれに、特に①の部分については、更に詳しく次の14ページにも記載していただいておりますけれども、それぞれ多分うまくやっていくためには、これらを組み合わせるやって、より推計していくということもあろうかと思っておりますので、別にどれかを排除してということなく、それぞれ、うまく使いながらできないかどうかというところの検討をさせていただければと思っております。

○西村委員長 具体的には、もちろんこれは再集計ではなくて再推計という形になりますから、こういうのを組み合わせるやっていかなければいけないということになります、それぞれについて、何か特段の情報とか、そういうのは特には今のところはお手持ちではないということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。すみません。今の時点では、検討して、その作業をさせていただいて、また報告させていただければと思っております。

○西村委員長 そうすると、この14ページの統計委員会担当室の整理については、御意見はありますか。この整理そのものですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね。正にこれのうちで、①であれば、これは同一ですから、正につながれるものから、まずこの①というのがどれだけあって、そうでないものがどうあってというような形での整理をさせていただくものかと思っております。

○西村委員長 そうすると、この案に従って産業を分類して、そのまま使える産業とか、組替え作業が必要な産業というのを特定化していくということは可能であるということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい、そういうふうに作業を検討したいと思っております。

○西村委員長 それでは、22ページの雇用保険のデータの逆算についてなんですが、これも私自身、かなりいろいろ考えてみたことがありますので、これについて、統計委員会担当室の算出の結果の式に関しては、いかがですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） これにつきましては、式自身で、かつ、19ページに式があって、さらにこちらを解いたといえますか、 $\Delta x$ の式を作っていただいておりますので、これについては、正にここに記載されているとおりにかと思っておりますので、こういう形に沿った場合に実務的にどのような形になるかというようなところで作業を検討させていただければと思います。

○西村委員長 さっきのお話では、実務的なところで、簡単に言えば、コンピューターのプログラムをもう一遍やり直さなくてはいけないというような話があったけれども、そういう問題であると考えてよろしいわけですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい、そうです。

○西村委員長 はい、分かりました。

それから、これは微妙なところですが、資料の21ページの母集団労働者数の補正について、雇用保険データのインパクトはどの程度ですかという質問があったわけですが、こちらについてはいかがですか。一種のSensitivity Analysis（感度分析）みたいな話なのですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうです。これも今時点でこれにお答えするものは持っていませんけれども、実際の具体的な時期というか、計算時点というのはいろいろ動くかもしれませんけれども、多分、大きなものとしてはそんなに……、大体計量可能かと思しますので、そこの部分も併せて検討してお答えさせていただければとは思っています。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、本日の事務局による整理や厚生労働省の回答によって、2004年から2011年の遡及推計を行う際の障害となっているデータ不足について、一定の整理ができ、かつ再推計に向けて道筋が立ったと考え、まとめたいと思います。こちらと同時に、解決すべき課題が少なくないということも明らかになったと思います。

第1に、平成19年1月調査分の旧対象事業所分のデータについては、厚生労働省自身のシステムにデータが残っていないか、類似データを東京都が保有していないか、厚生労働省に確認をお願いするという事です。その際、全数調査を行っている産業では、新旧サンプル入替えがなく、旧事業所データと新事業所データが同一となっていないか、これについてもきちんとした確認をお願いしたいと思います。

第2に、産業分類変更に対応した抽出率逆数表の作成については、複数の委員から、新旧産業分類の範囲が同一とみなすことができ、新産業分類でも旧産業分類の抽出率をそのまま利用できる産業がどの程度あるのか、言い換えれば、新たに抽出率を計算すべき産業がどの程度の割合を占めているのか、さらに30人から499人の事業所における抽出率逆数表については、そのインパクトがどの程度大きいのか、小さければ無視できるのではないのか、明らかにするように要望が出されています。この指摘は、先ほどもありましたけれども、重要ですので、厚生労働省において検討をお願いしたいと思います。また、新産業分類での抽出率を算出する際に、代替のデータとして、指定事業所名簿、調査票情報、それから事業所・企業統計調査のデータを活用することができないか、その具体的な方策が出ておりましたので、今日はその部分について一部分は御回答がありました。まだ御回答がない部分もありますので、その具体的な方策についても御検討をお願いしたいと思います。

それから、第3に、雇用保険のデータですが、平成22年以前の雇用保険のデータについてですが、本日の事務局の分析から、母集団労働者数の従来公表値から逆算することで計算が可能という指摘がありました。これについては厚生労働省も原則としては正しいという形の指摘を伺いましたので、これを具体的に實際上どういう形で使っていくのか、こちらについて検討をお願いしたいと思います。

以上の課題について、厚生労働省におかれましては、誠実に御対応いただいて、確認・

検討を行い、その結果については、途中段階でも構いませんので、3月の統計委員会において御報告をお願いしたいと思います。統計委員会担当室においても、統計委員会での議論を効率的に進めるために、引き続き、議論の整理や、それから厚生労働省とのやりとりをうまく効率的に使って、その分析をお願いしたいと思います。遡及推計に関する論点以外では、先ほど北村委員から御要望がありました地域別回収率の時系列の推移とか、野呂委員からのサンプル入替えについての段差の要因分解についても、さらなる情報を求める意見が再び出たということなのですが、こちらについても、野呂委員の点については、難しいことはよく分かるのですが、これが今大きな 이슈になっていますので、最大限の努力をしていただきたい。そのときに、完全な形で要因分解をするというのはなかなか難しいと思うので、ある種の簡便法なりなんなりを使ってもよろしいと思いますので、その辺のところの大体の感じが分かるような、そのような説明をお願いできればと思います。

現在のところ、すぐには結論が出るという状況ではありませんけれども、時系列データの連続性を確保していく観点から、様々なユーザーから要望をいただいている2004年から2011年までの遡及推計が提供できるように、そして提供するという、はっきりした決意表明も今日ありましたから、こちらを含めて、今後も着実に取組を進めていくことをお願いしたいと思います。

統計委員会としても、引き続き、しっかりとサポートしていきたいと思っておりますし、統計委員会の委員の方々についても、個別にでもいろいろな御意見があれば、考えていきたいと思っております。これは再推計となると、単純なことではありませんので、望ましいのはどういふものかということに関して、様々な考え方がありますので、こちらを含めて、統計委員会の場で練りながら、そしてこちらを厚生労働省にフィードバックしながら、この現在の極めて問題のある、つまり毎月勤労統計調査のデータが今白紙の状態になっていて、実は私も賃金のフリップスカーブが作れなくて困っているのですけれども、そういうことができるだけ早く解消するように、統計委員会としても引き続き対処していきたい。特に厚生労働省に対しては、しっかりしたサポートをしていきたいと思っております。

それでは、次の議事に移ります。前回の統計委員会に引き続き、賃金構造基本統計調査の事実関係に係る統計委員会での質問や意見に対する厚生労働省からの追加説明をお願いいたします。

**○森川厚生労働省政策統括官付参事官** それでは、説明申し上げます。資料6になります。1月30日の統計委員会では、賃金構造基本統計調査に関しまして、郵送調査の導入時期、導入経緯、その規模について報告するようお求めいただいております。ただ、その後、厚生労働大臣が官房長官、総務大臣と相談した結果、2月6日、総務省行政評価局に置かれたプロジェクトチームが本件に関する問題発生の際緯等について調査・検証することとなりました。調査・検証結果は取りまとめられ次第、公表されるものと認識しておりますので、本日は厚生労働省内部で調査・公表した範囲内での報告となることを御承知おきいただきたいと思います。

まず、資料6-2のプレスリリースを御覧いただきたいと思っております。めくっていただき

まして、1のところは、1月30日に報告した問題点3点でございまして、2のところにつきましては、一斉点検の際に報告しなかったことについて、いろいろ記載してございますけれども、要すれば、改正入管法に伴う調査項目追加の変更申請ができなくなることを危惧して報告しなかったことなどを明らかにしております。

お尋ねの、いつから郵送による調査票の配布を行っていたかという点につきましては、3のその他のところにございますとおり、平成18年には、ほとんどが郵送調査で行われている実態を厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課（現・厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室）が認識していたということでございます。更に詳しい状況につきましては、総務省の調査・検証結果の公表を待たざるを得ないというところでございます。

なお、前回、郵送調査への切替えが回収率にもたらす影響を産業別・規模別・地域別の回収率、標本誤差等を提供し、御議論いただいたところでございます。平成18年にはほとんど郵送調査になっていたということですので、できる限り回収率を遡って把握するように努力いたしました。こちらが資料6-1の1ページ目でございます。調査事業所数が概数でしか判明していない年につきましては、グラフでいいますと、白丸あるいは点線という表現にしておりますので、御注意いただきたいと思っております。平成17年のところで結構回収率が大きく下がっておりますけれども、その点は、正社員、正社員以外など、雇用形態等の調査項目の追加に伴いまして、調査対象事業所数が増加し、回収率は急激に低下しているというところでございます。御覧いただきますと、おおむね平成18年に向けて緩やかに回収率が低下しているというところがございますので、総務省の検証結果等を経ないといけないということにはございますけれども、仮に、他の状況変化がないとすれば、ある年に47の都道府県労働局全てで郵送調査に切り替わったというよりは、徐々に拡大していったのではないかと推察されると思っております。

また、産業別・規模別の回収率等につきましては、データが不足しておりまして、前回以上の資料を御提供することができませんでした。お詫び申し上げます。

こちらと、次の2ページでございますけれども、郵送がメインになったということで、調査員や職員は何をしていたのかということがございますので、整理させていただきます。

法令上行うこととされている事務の中で、調査票の配布につきましては、ほとんど行っていないということです。若干、毎年、対象事業所に当たるようなところに関しましては、理解を求めるために調査員が調査票を持っていったということもございますけれども、ほとんどなくて、ほとんど照会対応、特に電話等による照会対応を行ってまいりました。

それから、調査票の取りまとめの業務につきましても、これはほとんど郵送でございましたので、ほとんど行っていないというところがございますが、未提出事業所への督促など、回答を得られない事業所の統廃合の確認などを重点に従事しているところでございます。

このほか、収集した調査票の審査、疑義照会などを行っております。

郵送と併せて、こうした業務にマンパワーを重点配分することで、最小限の体制で一定の回収率、品質を維持できていると考えております。しかしながら、いずれにいたしましても、適切な手続をとらずに、このような実態になってしまっていたことにつきましては、

重ねて反省しているところでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の追加説明について、統計技術的な観点から、何か御質問や調査の改善に向けた御意見等はございますか。どうぞ。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうもありがとうございましたとは申し上げますけれども、驚きのような形で受けとめております。これも基本的に調査員調査であったものが郵送調査になっているということと、それから、先ほどの原因として、外国人労働者の調査項目を加えるということが政策目的として一つ挙げられていたということですね。これはどのように手続上されていくつもりなのかということです。もちろん原因究明というのは今後も行っていくのでしょうけれども、どういう形で実態と合わせるといふか、これまでと調査の継続性を保ちつつ、かつ、新たな政策課題に対応して、どういう形で統計としての維持といたしますか、品質を保っていくことを考えておられるのか、その辺はいかがなのでしょう。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 まず、お尋ねの原因究明につきましては、私ども厚生労働省は最大限、総務省に協力し、必要な資料は全て出していきたいと考えております。今後どのようにしていくかということでございますけれども、まず、この統計調査の性格・特性を踏まえながら、まずは統計としての精度、端的に言えば、回収率の維持・向上の点、それから、記入者の負担軽減の観点、効率的な行政事務の執行という観点、このような点を総合的に勘案しながら、どのような調査方法がこの統計調査を実施していくに当たって適切なのかという点を十分検討し、各省庁とも協議しながら進めていく必要があるかと思っております。その結果が郵送という形になるのか、調査員調査という形になるのか、そこは総務省と相談しながら対応したいと思っております。

○西村委員長 どうぞ。

○宮川委員 まだ十分お答えいただけない部分もあるかと思えます。統計委員会などでは、いろいろな諮問があった時に、オンライン調査の活用とか、そういうことを提案しながら、できるだけ報告者負担を少なくする方向で考えてきた訳です。こうやって勝手に郵送調査に変更されたことによって、むしろ、本来だったら、もう少し答えていただいていたものが、十分な形で調査できなかったという点については、やはり反省していただきたいと思えます。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 その点は、繰り返しになりますけれども、真摯にその点は反省しているところでございます。

また、オンライン調査につきましては、2020年に導入することとしておりまして、そこに向けての実施体制、予算措置等を考えているところでございます。

○西村委員長 いかがでしょうか。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 何があったかということ、今、宮川委員からもあったのですけれども、原因究明ということがあります。十分な形というのを何で持ってくるのかということですが、多分、このような状況になった背景というのは、現実問題として、事業所調査というところで、いわゆる人口統計的な調査地区で調査員が回れるという物理的環境の下での設定で

はなく、距離的に点在するところで調査員調査を実施する物理的な無理さが根底にあり、今回の問題につながったのではないかという感じがします。つまり、私が言いたいのは、だから仕方がないということは何も申し上げているわけではありません。ただ、外国人労働者の実態把握をすべく新に質問項目をいれた調査が求められている現実を前に、調査自体の意味を問うというような議論に始終することは望ましくありません。調査員調査でなければだめだといった議論ではなく、品質保証ということに最大限軸足を置きつつ、郵送調査の活用も念頭におきつつ、調査を実施していかなければなりません。残念ながら、今は統計自体が非常に政治化しているのですけれども、時間的にも緊迫していて、ゼロか百かの議論は難しく、また将来に向けた改善も念頭におきつつ、過渡的に対応していくことが必要かと思っているのです。

ですから、原因究明ということは別にして、品質の保証として、こういう形での回収率がありということから鑑みると、郵送調査の実施を却下することにはならないかもしれませんが、何よりも今後、中長期的にオンライン調査の実施を進めていくことが大切と考えます。すでに述べたように、調査員調査の実施が物理的にも難しい現実を前に、過渡期的対応としての郵送調査の実施も選択肢の一つだと思います。ただそこでも、郵送調査に伴う問題点というのがありますので、記入状況、無回答状況の把握とその後の分析・検討も含めしっかり対応していただきたいと思います。要するに、郵送調査の実施を周到に検討しつつ、環境を整え、データの質保証に目配せしながら、外国人労働者の実態を含む調査をすすめていく必要があるというのが、個人的な意見です。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 貴重な御意見をありがとうございました。先生の御意見を踏まえまして、適切な調査精度になるよう検討してまいりたいと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 先ほど来のお二方の委員のおっしゃったとおり、私も全く同じ思いなのですが、実は一番気になりますのは、今年の調査はどうするのかということです。というのは、通常だと、7月の調査です。そうすると、2月も終わりになっているということで、もうほとんど時間がない段階になっているので、今年の調査に穴が空くということはないようにしなければいけないと私は思いますが、そうすると、そのためには、厚生労働省の対応と同時に、統計委員会側も相当迅速に審議をしていかないと、恐らく今年の調査は直感的にはできないような事態も起こりかねないと思うのです。そういう意味で、相当迅速な対応と、それからタイムチャートをきちんと作って、事務局とも相談しながら進めたいと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。今のは質問ではなくて、我々の方のことになりますが、ほかにございますか。

それでは、一応のまとめに持っていきたいと思います。本調査については、前回の統計委員会において、郵送調査の導入等の時期・経緯・規模、これまでの指摘事項について、

より詳細な説明を求めたところであります。しかしとていうか、総務省において現在検証のための調査が入っていますので、その結果が出ていないということなど、諸般の事情を勘案しても、本日の説明は十分であったとはとても言えません。

このような状況の中で、来月の委員会には、この調査について変更の諮問が行われると。先ほど川崎委員がおっしゃったことと絡むのですが、このため、厚生労働省においては、引き続き、更なる全容解明に努めるとともに、調査計画の変更に関する証拠、エビデンスをしっかりと提示して審議に臨んでいただくよう、強く求めたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。諮問第125号「労働力調査の変更について」です。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、資料1-1に基づいて、まず、諮問第125号の概要を説明させていただきます。

それでは、2ページの労働力調査の概要を御覧ください。この調査の目的といたしましては、就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としております。

調査は、毎月実施されておりました、調査員調査で実施されておりますが、基礎調査票では、約4万世帯を対象に、2か月連続で調査を行いまして、2年目に1年目と同月の連続する2か月を調査しております。最後の2年目の2か月目につきましては、特定調査票にも記入をお願いしているというものです。

調査内容といたしましては、基礎調査票では、就業状態、仕事の内容、就業時間、就業日数等を調べております。特定調査票では、年間収入、就業者の就業時間増減希望、失業者の求職活動の方法や期間などを調査しております。

3ページ目の利活用の状況ですが、本調査結果といたしましては、就業者数や完全失業者数などを出しております。この結果は、月例経済報告とか国民経済計算などで利用されております。さらに、ILOやOECDなどの国際機関へこの結果を提供しております。

4ページ目からが、今回の変更の内容です。1つ目は、調査員調査と併用して、オンライン調査を2019年度から段階的に導入することです。まず、2019年9月から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、神奈川県の4都県で調査区の交替に伴い段階的に導入する。2020年1月からは、その他の道府県でも段階的に導入するという計画になっております。また、統計調査員には、業務支援システムというものを準備しておきまして、これによって、オンライン回答の状況を把握できるようにするという計画になっております。

変更の2つ目は、次のページの5ページにありますように、本年の5月1日の元号の変更に伴いまして、2019年6月分調査票から新元号に変更する計画でございます。資料の中では「新元号」と示しておりますが、これはまだ決まっていないため、便宜上「新元号」と置いているものでございます。

変更の内容は以上でございます。

6ページ目は、前回の平成29年3月の答申及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況でございます。今後の課題として、1つ目として、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施というものがおります。これに関する対応状況といたしまして、平

成30年1月調査分から変更しました「従業上の地位」について、説明や調査結果の解説をホームページに掲載しているということでございます。

次の課題の未活用労働者に関する各指標に関する情報提供の実施については、平成30年1月から3月期平均の公表から、未活用労働の概念の解説、各指標の国際比較の資料を提供しております。

3つ目の課題の労働力調査と毎月勤労統計調査の対応関係等に係る情報提供の充実につきましては、調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料を既にホームページに掲載しております。

7ページ目の想定される確認のポイントですが、オンライン調査の導入に係る次の点を確認する必要があるのではないかと考えております。1点目が導入の効果、段階的に導入すると現在計画されている導入方法による結果への影響はどの程度あるのか。2点目として、オンライン調査の導入が円滑に図られる方策は講じられているのか。3つ目として、オンライン回答率向上に向けて、具体的にどのような取組を行うのか。以上の3点がポイントと考えております。

事務局からは以上です。

○西村委員長 それでは、総務省統計局から補足説明をお願いします。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 それでは、労働力調査につきまして説明いたします。資料1-3で説明いたしますので、御覧ください。

先ほど御紹介がありましたように、この労働力調査は、就業、不就業の状態を毎月把握しておりまして、就業者数や完全失業者数、完全失業率等を公表しているところでございます。従来、この調査は、調査日から公表まで非常にスケジュールがタイトでありまして、そのため、オンライン調査の導入が非常に難しく、回収日が基本的に3日しかないということで、そのようなところが少しネックになって、オンライン調査の導入が遅れてきたところでございますが、昨今、ほかの調査でも、もう既にオンライン調査が大分導入されておりまして、この調査につきましても、オンラインで回答できないかというような声が調査世帯、また、都道府県等からありました。そこで、システム等で解決できるところは解決して導入するというところで、大分前から検討を進めてきたところです。

そこで、資料1-3の1ページです。このオンライン調査につきましては、政府統計共同利用システムを用いております。政府統計共同利用システムのオンライン調査システムで電子調査票等を作りまして、そちらの方に回答していただくということなのですが、右の図の下の方で、労働力調査システムというのがあります。その中で、業務支援システムというのがありまして、この業務支援システムの中で、回答状況の把握、また、通知機能、回答用ログイン情報の管理、調査員情報の管理、調査世帯抽出の4つの機能を装備しているところですが、特に、最初の回答状況の把握及び通知については、調査に回答した世帯、どの世帯がオンラインで回答したかということシステム上で把握していくというものです。

その回答状況の把握につきましては、統計局、都道府県も把握できるのですが、統計調査員も、都道府県等を介さないで、直接システム上から把握が可能です。その把握方法と

しましては、回答状況を自動でメール配信する、また、メールが困難であるという統計調査員につきましては、電話番号を登録しておきまして、電話すると自動応答で、どの世帯が回答したかということ把握することができる。このシステムによって、大分、リアルタイムで、どの世帯が回答したかということ統計調査員が把握することが可能になる。そうしますと、統計調査員は、オンラインで回答した世帯には行かなくてよいということです。これを都道府県を介さずに行うことにしております。

続きまして、2ページ目でございます。オンライン調査の導入のスケジュールです。今年の9月からオンライン調査の導入を順次進めていく訳ですが、先行県としまして、先ほど御案内がありましたように、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、1都3県で導入を進めてまいります。9月開始の154調査区から始まりまして、順次調査区を増やしていくと、今年12月には1都3県で導入が終わるということになっています。また、来年の1月から、そのほかの県につきましても導入を進めて、全部で8か月かけて導入を進めるというものでございます。先行県として4県を選んでおりますのは、これらの1都3県での導入状況等、これは都道府県の担当者と密接に連絡を取って回答状況等を十分に把握しながら導入を進めていくということで、1都3県ですまらず導入を進めるということにしております。

それから、3ページ目でございます。調査方法についてです。先ほど資料1-1にもありましたように、従来の調査員調査はそのままですが、オンライン調査につきましては、政府統計共同利用システムを用いた電子調査票を導入する。オンライン調査のIDは、紙の調査票と同時に配布するということを計画しております。毎月の調査ですので、周期調査のように、どちらか先という訳にはまいりませんので、同時に配布する。調査世帯につきましては、紙の調査票かインターネットによる回答かを自由に選択することが可能となっております。調査の基準となる期日・期間、また、調査書類の配布・収集スケジュールには、変更ありません。従来のやり方をそのまま続けることとしています。その中で、オンラインでの回答が可能になるということでございます。

その下のオンライン調査の導入スケジュールは、先ほど説明を差し上げたとおりでございます。

続きまして、4ページ目でございます。オンライン調査の導入による効果ということですが、これは何といたってもやはり、調査世帯の利便性の向上ということですが、そこに3つ記載してありますが、インターネットによる回答であれば、24時間可能であるということで、従来はなかなか統計調査員が会えなかった人も、収集のときにいないとか、そのような世帯につきましても回答していただける効果があるのではないかと考えております。また、PCだけではなくて、スマートフォンによる回答も可能となっております。また、電子調査票は英語版を標準装備することになっております。

統計調査員の負担軽減もございまして、インターネットで回答した世帯には行かなくてよく、また、内容につきましても、電子調査票上でのチェックがかかりますので、調査精度の向上にも資するものと考えております。

それから、5ページ目でございます。オンライン調査の円滑な導入につきましては、都道府県との意見交換を既に実施してきておりまして、電子調査票または業務支援システムに

つきましても、都道府県にも既に見てもらっておりまして、その意見等を反映しまして、現在回収を計画中というところです。

また、統計調査員への対応ということで、統計調査員にも都道府県の方から事前に十分に説明していくということにしております。

また、調査世帯からオンライン調査にログインする際に、少し複雑なところがありますので、コールセンターを設けまして、これは都道府県とか統計調査員ではなくて、コールセンターの方で対応することとしています。従来は、周期調査ではコールセンターを設けるのが一般的だったのですが、毎月行われる経常調査ではコールセンターというものは今までなかったのですが、オンライン調査の導入を機に、コールセンターを設置することにしております。

最後に、この調査のインターネットによる回答促進の取組ということで、私どももオンライン調査について分かりやすく説明した資料等を配布して、順次導入していただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 本件は、ただ今御説明がありましたように、改元に伴う新たな元号の追加、調査方法に従来の調査員調査と併用して、オンライン調査を導入するというもので、論点も限られております。このため、部会には付託せずに、本委員会で直接議論いただいて、結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、ただ今の御説明について、御質問、御意見等はございますか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 オンライン調査システムの利用の目論見というか、どれぐらいが回答してくれるかという、国勢調査でも経験済みかと思うのですが、何か数字があれば、教えてください。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 現在のところ、就業構造基本調査等のオンライン回答率が20%少しでしたので、回収期間等を考えれば、15%を目標に、まずは始めたいと思っております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 同じです。

○西村委員長 同じですか。

○宮川委員 試験調査をされたかどうかということです。

○西村委員長 試験調査をされたかどうか。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 インターネット回答につきましては、試験調査は行っていないのですが、就業構造基本調査では既に導入しておりまして、ほかの調査でも導入しておりますので、就業状況につきましては、就業構造基本調査と労働力調査の同じ年度での有業率・就業率等を比較しておりまして、これを見ますと、変化の幅等はほぼ同じということでございますので、大きな影響はないだろうと考えています。ま

た、就業構造基本調査の中で、紙の調査票で回答した人とオンラインで回答した人につきましても、回答状況に大きな差異はないということで、オンラインを導入したからといって、何らかの大きな影響が出てくるとは考えていないところです。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 2ページ目の表の見方なのですが、これは例えば2020年1月から導入を開始するのは728調査区ということになっていますが、上の方で154調査区の1つで実施しますので、オンラインでは728調査区から154調査区を差し引いた574調査区増やすという理解でよろしいのでしょうか。それにしても、ここで飛躍的に数が増えますが、大丈夫なのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 728調査区は、1都3県以外の県で新しく1月に開始される調査区で導入を始めるということでございまして、その下にオンライン調査導入調査区というのがありますが、今年の9月に154調査区から始めて、12月に616調査区、1月には1,190調査区というように順次導入して、最後には全部の調査区でオンラインが可能になるということでございます。

○西村委員長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 ありがとうございます。大体、いつも言うことは同じなのですが、複数の調査方法が同時進行されると、それに伴う不一致や整合的でないエラーがでてきますので、その点同時進行で検討、分析していただきたいということと、異なる調査方法に際しては必ずフラグを立てて、複数方法間の比較検証が行えるように備えていただきたいと思います。例えば、オンラインである質問をしないと次に進めないというような答え方と、飛ばして質問に答えることができる場合では、かなり回答状況は違ってきます。その辺りは丁寧をお願いいたします。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 その辺りは、紙の調査票で回答したのか、オンラインで回答したのか、そこははっきりと分けられるようにしたいと思っております。また、先行県で導入する際にも、その回答状況等を順次詳しく注視しながら、慎重に導入を進めたいと思っております。

○西村委員長 嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 御説明、ありがとうございます。労働力調査は、ほかの調査と違って、同じ世帯が連続して回答するというのが特徴だと思います。オンライン回答と紙の調査票とは、同じ世帯がフレキシブルに調査票を使い分けるような便宜は図られているのでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 はい。オンラインで回答しても、その翌月は紙の調査票で回答することも可能です。また、紙で回答した世帯が、その翌月はオンラインで回答したいということも可能になっております。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○西村委員長 永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 記入上の手引きがあると思うのですが、紙の調査票のときは、簡単に両方を見られる訳ですが、スマートフォン等でも見やすくなっているのでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 パソコンとかスマートフォンの場合、調査項目のところにクエスチョンマークみたいなものがありまして、そこにカーソルを合わせると、その内容が表示されます。ですので、記入の仕方に記載してあるものがそのまま、全部ではないのですが、大体は表示されるようになっております。

○永瀬委員 分かりました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 オンライン調査を導入すること自体は結構なことだと思うのですが、一番私が気になることは、秘密保持が万全かということです。というのは、これは、統計調査員と業務システムの間やりとりがあるということで、この辺りがメールと電話ということですが、くれぐれも間違っても調査対象の秘密が漏れないようにという措置を十分講じていただきたいと思います。そのあたり、現状はどうなっているか、教えていただけたらと思います。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 業務支援システムにつきましては、登録した統計調査員のメールアドレスに自動配信されることになっておりまして、その際にも、調査世帯の番号だけが配信される。また、電話の自動応答につきましても、電話番号をまず登録しておきまして、その登録された電話の人が電話を架けると、該当の調査区につきまして、何番の世帯が回答しているという情報が提供されるようになっております。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、取りまとめに移りたいと思います。今回の労働力調査の変更につきましては、今の活発な御議論を踏まえますと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になるかと思えます。御検討をお願いします。

今回の変更としては、1点目は、今年5月1日から元号が改められることについての調査事項における新元号の選択肢の追加を行うもの。

2点目は、報告者の利便性の向上や調査結果の正確性の確保の観点から、従来の調査員調査と併用する形で、オンライン調査を段階的に導入するものであり、いずれも適当であると考えます。

それから、平成29年の諮問審議で、今後の課題とされた「従業上の地位」に関する選択肢の変更に伴う情報提供や未活用労働に係る各指標に関する情報提供についても、いずれも課題に的確に対応し、統計利用者の利便性に配慮したものとなっていることから、適当であると考えます。

文章化すると、おおむね以上のような内容で整理したいと思います。

ただ今申し上げた内容を文章化したものについては、会議の終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思います。このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かい文言は私に御一任いただければと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、改めて、答申案についてお諮りいたします。ただ今申し上げた内容を「労働力調査の変更」の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第126号「工業統計調査の変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、資料2-1を御覧ください。今回、工業統計調査の変更について、私の方から説明させていただきます。

まず、こちらの概要の3ページ目をおめくりいただきたいと思います。今回の諮問の経緯というものをこちらの方に記載させていただいております。今回の工業統計調査については、昨年8月28日に出されました、諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備」に係る答申の中で示された課題につきまして対応するという流れになっております。

内容は、下の四角に囲ってありますが、平成32年6月以降、地方公共団体における工業統計調査と国勢調査の業務輻輳が顕著となります。それで、工業統計調査の調査員調査に係る地方公共団体の事務負担を軽減するために、調査方法・組織の一部を変更するというものでございます。

それでは、変更がどのようなものかということに入る前に、また1ページ目の方にお戻りいただきまして、今回の工業統計調査の概要でございませう。

まず調査の目的でございませうが、こちらは経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的としております。

まず調査の概要ですが、調査範囲は、日本産業分類の製造業に属する事業所、甲調査として、従業者30人以上の事業所、乙調査として、従業者4人以上29人以下の事業所でございます。

報告事項は、甲・乙調査共通事項として、経営組織とか資本金額、甲調査単独としては、有形固定資産、製造品在庫額とかが調査事項になっております。

それでは、今回変更の中身の対象でございませうが、調査方法・組織でございませう。現在は、単独事業所の調査方法としては、調査員調査、オンライン調査と。それから複数事業所については、民間事業者を活用した郵送調査、あとオンライン調査でございませう。

期日は、毎年6月1日現在を基準日というものでございませう。

2ページ目でございませうが、調査結果の主な利活用としては、政策立案への利活用ということで、国土利用計画の策定とか、地域産業施策及び地域振興のための産業実態把握などの基礎資料に活用するというものでございませう。あと、他統計への利活用ということで、国民経済計算等の加工統計の基礎資料としても使われております。あと、企業や大学における利用というものでございませう。

それでは、具体的に今回、調査方法・組織をどのように変更するかという内容でござい

ますが、3ページは飛んで4ページをおめくりいただきたいと思います。まず現行は、先ほど説明を若干しましたが、単独事業所に対しては、甲調査及び乙調査ともに、こちらは調査員が調査票を配布、回収すると。それで、複数事業所につきましては、調査票の配布・回収は全て民間事業者を活用というのが、現行の調査方法・系統でございます。こちらの今回の変更は、単独事業所の調査方法・組織を変更するというものでございます。

2020年以降実施する予定としておりまして、まず①に記載しておりますが、4人以上29人以下の乙調査の対象事業所、こちらと新たに30人以上の甲調査の対象となる事業所、こちらにつきましては、調査票の配布までは従来どおり調査員が行い、回収は民間事業者を活用するというものに変更するというものでございます。

こちらとあと②でございますが、30人以上の甲調査の対象事業所につきましては、調査員調査は廃止し、調査票の配布・回収は民間事業者を活用するというものに変更するというものでございます。

こちらとあと、下に※で記載しましたが、上記に関するもののほか、報告者数については、平成28年経済センサス-活動調査の結果を反映し、以下のとおり、甲調査・乙調査の対象事業所数を変更するというものでございます。

5ページ目をおめくりいただきたいと思います。最後に、想定される確認のポイントということでございます。今回の変更は、先ほどの平成30年8月の委員会答申に対応するものであり、対応の方向性はおおむね妥当と考えられますが、以下の確認が必要ではないかということで提示させていただいております。

まず1つ目は、今回の変更によって、地方公共団体の業務量はどの程度軽減されるのか。また、実査面・調査結果への影響は生じないかという確認のポイントでございます。それとあと3つ目でございますが、こちらは基本計画にも盛り込まれておりますが、平成34年調査以降の取組予定とか方針がどのようになっているか。工業統計調査と経済構造実態調査とを同時一体的に実施していくという流れの中で、どのような取組予定・方針であるのかというのを確認事項の一つとして入れさせていただいております。

以上が私からの概要の説明でございます。

○西村委員長 続いて、調査実施者から御説明をお願いします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 経済産業省構造統計室の荒川でございます。よろしく願いいたします。それでは、想定される確認のポイントに沿って、資料2-3の補足資料により説明させていただきます。

まず1つ目の地方公共団体の事務負担の軽減でございますが、2020年工業統計調査に係る地方公共団体の事務のうち、国勢調査事務との輻輳が顕著な6月以降に行う調査票の回収・審査・整理・提出などの事務を大幅に軽減することにより、地方公共団体の事務負担を以下のように限定したいと思っております。

統計調査員の事務については、準備調査及び乙調査に係る調査票、関係書類などの配布までの事務に限定します。それから、新設事業所の適切な把握を行うため、調査票の配布まではこれまでどおり調査員が実施することとします。

市町村の事務については、原則、準備事務及び準備調査に係る事務に限定いたします。

それから、都道府県の事務については、原則、準備事務及び準備調査に係る事務並びに審査・確認に係る事務に限定したいと考えております。

なお、※にありますけれども、これまで都道府県が行っている調査票の入力業務は、パンチ入力でございますが、2020年調査においては、国で一括して実施することとしたいと考えております。

次に、実査面及び調査結果への影響の有無でございますが、工業統計調査は、国の政策や国民経済計算（SNA）における活用のほか、地域経済の実態把握や産業行政の基礎資料としての利用といった点において、重要な統計調査でありまして、その結果精度や時系列の確保についても留意する必要があります。そのため、2020年調査の見直しについては、国・地方公共団体の事務分担に限定して行い、調査期日や調査事項等の調査設計については変更を行わないこととしております。

今回、民間事業者の活用範囲を拡大いたしますが、調査票回収時における民間事業者の調査実施体制の拡充を図った上で、調査の実施に際しては、日々の調査票回収率を管理するとともに、適時・適切に報告者へ調査票の提出依頼を行うなど、従来と同水準の回収率の維持に努めてまいりたいと思っております。

調査票の審査に際して、未記入となっている事項については、民間事業者が報告者への確認等を通じて、適切に補記するとともに、乙調査については、従来どおり、都道府県が、異常値の検出等、機械による自動審査、それから個票審査及びサマリ審査を行うことにより、結果精度の維持に努めてまいります。

なお、調査方法など、提出先の変更とか提出期限の変更により、報告者及びユーザーに混乱が生じないように、今後、調査のホームページに変更内容を掲載するとともに、調査実施前に業界団体等を通じた広報を実施することとしております。

最後ですが、2022年調査以降の取組予定と方針でございますが、工業統計調査については、昨年3月に閣議決定されました第Ⅲ期基本計画において、経済構造実態調査への包摂に向けて2022年調査の企画時までには結論を得ることとされておりますが、今後、2020年調査の実施状況等を踏まえつつ、総務省統計局と連携を図り、具体的に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。

**○西村委員長** 本件は、今御説明がありましたように、平成30年8月の諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備」に係る答申で指摘しました、平成32年（2020年）における工業統計調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえて、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減を図るものでありまして、論点は限られています。このため、部会には付託せず、本委員会直接議論いただき、結論を得たいと思っておりますが、その対応でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○西村委員長** では、ただ今の御説明について、御質問、御意見等がございますか。清原委員、どうぞ。

**○清原委員** ありがとうございます。清原です。御説明いただきましたこの工業統計調査

の変更について、調査の現場として歓迎いたします。と申しますのも、私自身がかねて、この2020年における国勢調査と工業統計調査の業務輻輳のことも問題提起させていただきましたが、併せて実は2020年というのは、東京におきましては被災地も含めて東京2020オリンピック・パラリンピックも開かれるということもありまして、市区町村、東京都もちろんですが、一定の業務がこの統計調査以外にも膨らむということになっておりますし、調査を受ける国民、都民、市民の皆様にとりましても、その調査の協力に対して、少し関心が希薄になる可能性がないわけでもないということも危惧しておりました。併せて、このような重要な調査の質を確保しながら実施するに当たって、今回特に具体的に資料2-3でお示しいただいた内容において、市区町村事務でも、原則、「準備事務及び準備調査に係る事務に限定」とあることや、あるいはこの2020年調査においては、従前、都道府県において行っている「調査票の入力業務も国で一括して実施する」というようなかなり積極的な方向性が示されていることです。このような方向性を私は実務的な立場から歓迎します。しかし、同時に、この重要な調査の結果の精度、時系列データの確保についても不可欠だと思っています。

そこで質問ですが、この間も民間事業者に調査実施を委託するという事は実践されており、実績もあるわけですが、今回この調査において、民間事業者に委託する場合、もちろん競争入札的なことはされると思うのですが、質の確保の観点から、プロポーザルの方式を採られたり、あるいはこれまでの実績を重視されたりという、この民間事業者による調査の質の確保のための対応について御検討されていることがありましたら、御説明いただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 では、総務省の統計局の方から説明を申し上げます。工業統計調査に関しましては、平成31年の調査から、先ほど出ました経済構造実態調査と同時一体的な実施という話をしてございまして、そちらの民間委託時におきましても、委員御指摘のとおり、どのような形でやるかという回収等々の対策のプロポーザルというものとか、経験者をたくさん入れているかという人員の配置の状況とか、そういうものを着実に入札等々の条件に入れてやってございまして、これは当然、引き続きこれについてもやらせていただくと考えてございます。

○西村委員長 清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。今言っていたように、必ずしも、地方公共団体がやるから民間よりも質が高いと言っているわけではなくて、より一層、質の確保を図っていただく対応を平成31年度の取組も踏まえて方向性として持っていただくのであれば安心でございますので、私としては、国勢調査の調査員確保に本当に苦慮しているところもありますので、この方向性に賛同いたします。ありがとうございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。基本的な方向は、全くこの方向でやっていただけたらと思いますので、賛成ということですが、先ほどの清原委員の御質問にも少し関連するのですが、やはりいかにしてスムーズな調査、また精度の高い調査にしていくかというの

が非常に大事な課題であろうかと思えます。その関連での質問なのですが、これは特に今私は資料2-1の方、最初に説明された方の資料の4ページのフローチャートを見ながら考えているのですが、これまでは一貫して調査員が配布・回収・督促を全部やっているわけですが、今回はバトンタッチが発生するのです。このバトンタッチがいかにもスムーズにいくかというのが非常に大事なところで、調査員が配布するけれども、督促は民間事業者が恐らく電話でやることになるかと思うのです。そうすると、最近の世の中では振り込め詐欺とか、いろいろな怪しい電話も架かったりする事情もあるわけですが、どれぐらいこのバトンタッチがうまくいくか。つまり、従来は調査員が直接督促していたのが、バトンが急に替わって、今度は電話で督促するのがどこまでうまくいくだろうか非常に心配しているところがあります。そうすると、報告者に対して、督促はそうなりますとかということきちんと通知するとか、その辺はどのようにされるのだろうかというのが気がかりなので、督促をどうやっていくのかということの教えていただきたいというのが1点です。

それからもう1点、民間事業者が実はこの図の中では2か所、上と下に出てきますが、これは同じ事業者を想定されるのだろうか。それとも、特にこの①の方は、地方の調査員の方々の業務を置き換えるということであれば、全国に拠点を置くような別の体制を組まれるのだろうか。その辺りが気になるのですが、どういうイメージで想定されているか、現時点のプランがあれば、教えていただけたらと思えます。

**○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長** 委員がおっしゃるとおり、ちょうど回収までと引き継ぎをしますので、その点についてはきちんと調査対象事業者に、こういう形になりますということでお知らせをして、できるだけスムーズにバトンタッチができるようにしたいと思います。それから、民間事業者においては、これまで複数事業所を持っているところで対応しておりますので、適切な督促の対応をしていきたいと考えております。

それから、調査票というか、オンラインや郵送のときなのですけれども、これは1か所にまとめてやりたいと思えます。複数箇所にやることによって、セキュリティ上の問題とかが生じますので、一括して、オンラインの場合はそのまま来ますからいいのですが、郵送の場合も直接、東京都になろうかと思えますけれども、調査実施事務局に郵送するということになると思えます。

**○西村委員長** ほかにいかがでしょうか。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** すみません、若干補足を。川崎委員が申された、上と下の民間事業者がそもそも一緒なのかどうかということに関してですが、ジョイントベンチャーみたいな方法もあるので、場合によっては1か所でもいいかとは思っています。本来は1か所である方が非常にきれいにいきますし、効率的にいくのですが、そこは実際に入札の準備をする中で、受け切れるかとか、そういうところをよく見極めながら、実際の数については図ってまいりたいと思えます。

**○西村委員長** 北村委員、どうぞ。

**○北村委員** 調査票自体は変更がないということだったのですけれども、消費税の税込み・税抜きの記事というのをやる。税込みであれば、税込みで書いてくださいとかという

形になったのですけれども、単一税率であれば、事後的に計算というのはできると思うのですけれども、もし複数税率みたいなものが適用されるようになると、それはどっちで…、後で事務局の方で税率を計算するという事は、複雑になる可能性もあるのですけれども、何かその辺については考慮されることというのはあるのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 その点につきましては、この工業統計調査だけではなくて、各調査共通の課題となっております。今後、消費税の軽減税率等の大宗がより詳細に公表された段階で、調査実施者全体として、どのような対応をとっていくのかということは改めて検討させていただきたいと考えてございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 資料2-3の一番下の2022年以降の読み方の質問でございます。2022年につきましてはもちろん賛成でございますけれども、経済構造実態調査とこの工業統計調査の関係というのは非常に複雑でして、包摂については、一体的な運営をして、報告者の負担も軽減するという事でお聞きしているのですけれども、ということは、今回の御提案のやり方というのは、2020年と2021年の2年分についての御提案で、2022年以降はまた改めてこういうやり方も含めて検討するという、そういう読み方でよろしいのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えいたします。本件に関しましては、あくまでこの当該年1か年分のみという形になります。翌年経済センサスが実施されますので、そちらはそれということで、その後がまさに2022年ということで、新しくなった経済センサスと、また包摂という課題をどのように対応するかによって、また改めてこの形については検討させていただきたいと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見等はございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。

工業統計調査の変更については、今御審議いただきましたので、答申についてはまだ文書化はできていませんが、今の御議論を踏まえますと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になるかと思えます。

国勢調査の業務の輻輳が顕著となる2020年6月以降の地方公共団体の事務負担の軽減に資するものであり、諮問第113号の答申の指摘に対応するものであることから、妥当と考える。

なお、2022年調査以降の取組予定・方針等の検討に当たっては、今回の変更による調査結果を踏まえ、その効果や問題点を検証した上で検討する必要がある。

以上のような内容です。

今申し上げた内容を文書化したものについては、会議終了後、速やかに委員の皆様にお送りいたしたいと思えますが、このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言は私に御一任いただければと思えます。このような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、改めて答申案についてお諮り

します。ただ今申し上げた内容を「工業統計調査の変更」の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、人口・社会統計部会で審議されている諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について」に関する審議状況について、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくをお願いいたします。人口・社会統計部会における「民間給与実態統計調査の変更」に関する審議状況について報告いたします。資料3-1を御覧ください。

2月13日に開催いたしました部会では、今回の変更申請事項である給与所得者の選定の見直しに加え、統計調査の横断的な課題や、平成27年3月に示された未諮問基幹統計における検討課題等の対応状況について、幅広く審議を行いました。その結果、今回の変更案自体はおおむね適当との結論が得られた一方で、本調査の更なる改善に向けまして、答申案の今後の課題に盛り込む方向で考えている事項を整理いたしましたので、本日はその課題を中心に報告いたします。

1つ目は、今回の変更事項である給与所得者の選定の見直しについてです。今回の変更では、給与所得者の抽出率を見直し、調査対象となる給与所得者数を削減する計画であります。この取組自体については、報告者負担の軽減に寄与するものであり、おおむね適当と整理はいたしました。ただ、その一方で、今回の変更は、抽出率を見直した上で必要な精度を確保できるかという抽出率に重点を置いた標本設計となっていますけれども、これは本来は逆でございまして、利用価値の論理が正しいのではないかという意見がありました。本来は、利活用目的を踏まえた目標精度を設定して、その達成に必要な標本数を算定するに当たっての抽出率を定めるべきではないかと意見がありました。これについては、答申案の今後の課題として指摘する方向で考えております。

2点目以降では、今回の変更事項ではありませんけれども、統計調査の横断的な課題等に係る審議状況を取りまとめています。まず、労働者区分についてです。本調査では、給与所得者の職務を把握するための選択肢の一つとして、パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者という選択肢が設けられています。これについては、非正規雇用者には様々な類型があり、その給与体系も様々となっていることから、非正規の給与所得者と一括した区分でよいか、検討する必要がある、また統計調査等における労働者の区分等に関するガイドラインを適用した場合、時系列の結果に影響が生ずる可能性があるものの、他統計との比較可能性の向上などの観点から、適用に向けて速やかに検討する必要があるなどの御意見があり、答申案の今後の課題として指摘する方向で考えています。

3点目は、未諮問基幹統計の確認を行った際に、今後の取組の方向性が示されている表章形式の見直しについてです。本調査結果の表章については、未諮問基幹統計の確認審議において、事業所規模区分の細分化や給与階級区分の細分化がまとめられております。このうち、事業所規模区分については、10人以下を細分化するという改正が図られていますが、給与階級区分については、サンプルサイズの問題から対応が見送られています。

これについては、利活用ニーズを踏まえまして、正規・非正規の雇用別や男女別、さらに年収1,000万円以上の給与階級区分の細分化など、集計事項の充実を検討する必要があるとの意見があり、答申案の今後の課題として指摘する方向で考えています。

4点目でございます。統計作成の効率性の向上です。本調査では、報告者負担の軽減を図るため、国税総合管理システム—いわゆるK S Kシステムに蓄積されている企業情報調査票の記入項目にあらかじめ印字した上で、源泉徴収義務者に調査票を配布するなどの取組を推進しているところです。これについては、今後、本調査結果の直接的な活用を含めて、K S Kシステムに収録された情報などの更なる活用による報告者負担の軽減方策を検討する必要があるなどの意見があり、報告者負担の軽減の観点から、オンライン調査の推進と併せて検討していただくため、答申案の今後の課題として指摘する方向で考えています。

最後は、回収率の向上方策です。本調査の回収率は約75%で推移しておりますが、回収した調査票のうち約2割の無回答票が出ております。これについては、国税庁が保有するデータを活用し、本調査の集計結果を分析することにより、無回答票に偏りが生じているかを検証していただき、偏りがある場合には対応方策を検討する必要があるなどの意見がありまして、これも答申案の今後の課題として指摘する方向です。

最後に、今後の予定ですけれども、本諮問につきましては、今後、答申案を文書化した上で、最終的には書面決議を行って答申案を決定し、3月の統計委員会において報告する予定であります。

私からの説明は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。本調査の審議については、変更事項だけにとどまらず、様々な観点から、将来の見直しに向けた課題提起ということを行っていただいています。この点については、私も今後の審議のあり方として非常に高く評価したいと思えます。特に御報告のありました、本調査結果の直接的な活用を含め、国税総合管理システム（K S Kシステム）に収録された情報などの活用による報告者負担の軽減というのは、統計委員会としても極めて重要な課題と考えていますので、答申案の取りまとめに向けて、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、人口・社会統計部会で審議されている諮問第123号「学校基本調査の変更について」に関する審議状況についてです。白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

**○白波瀬委員** よろしく願いいたします。それでは、2月1日及び13日に開催されました人口・社会統計部会における学校基本調査の審議状況につきまして、資料3-2-1により報告いたします。

なお、部会審議につきましては、先週2月13日に開催の2回目の部会で一通りの審議を終えていますけれども、2回目の部会の議事概要につきましては、本日の資料として配布するのに間に合いませんでしたので、その審議結果も踏まえて報告いたします。

まず、(1)の報告を求める事項ということですが、変更内容等の1つ目の丸でございますけれども、学校種別に設けている学校調査票のうち、幼稚園及び幼保連携型認定こども園

において、「休職等教員数」の男女別把握を行うとともに、休職等理由区分に「介護休業」を追加するものです。これについては、5年前の平成26年の答申及び第Ⅲ期基本計画における指摘に対応するものであり、この変更自体に特段の意見はありませんでした。しかしながら、休職等理由区分として追加する「介護休業」については、「介護休暇」と混同することがないように、報告者に注意喚起すべきではないかとの意見を踏まえまして、所要の対応を求める方向で考えております。

次に、報告内容等の2つ目の丸の専門職大学及び専門職短期大学の設置に伴う調査事項の追加については、今年4月からの専門職大学等の創設に伴い、大学・短期大学における専門職課程の設置状況及び当該課程の在職者数を把握するものです。これについては、学校教育を取り巻く状況の変化を踏まえまして、必要な対応を図るものであり、特段の意見もなく、了承されました。

次に、変更内容等の3つ目の丸の調査票における「国籍」の表記の適正化については、外務省からの要請を踏まえまして、台湾に対する政府の立場を踏まえ、「国籍」を、「国籍・地域」に変更するものであり、これについても特段の意見もなく、了承されました。

次に、変更内容等の4つ目の丸の改元に伴う元号の表記の変更につきましては、諮問の変更内容の中にはありませんでしたけれども、ほかの調査では西暦等に変更していることから、確認いたしました。本調査が4月から調査を開始されることを踏まえまして、2019年度の調査票では、「(平成31年度)」と表記する計画であることはやむを得ないとしましたが、報告者や利用者に紛れが生じないように、注意喚起を求める方向で考えています。

次に、集計事項の変更についてです。調査事項の追加・変更に伴う集計事項の追加・変更について、統計利用者にとって分かりやすい集計事項の表示の変更を行うものですが、これについては3つの意見がありました。1点目としては、先ほど説明しました休職等教員数との関係で、各学校種の本務教員数には休職等教員が含まれることを明らかにするとともに、「休職等教員数」における「休職」と「休業」の違いを明確にすべきとの意見。2点目といたしまして、男女別に把握しているにもかかわらず、集計されていない調査事項については、男女別の集計項目の充実を図るよう努めてほしいという意見。そして、3点目として、毎年、調査終了から1か月後に速報として100表近い結果表を公表している状況にあることから、集計業務の効率化等の観点から、結果の利活用状況を踏まえまして、集計事項を精査すべきではないかとの意見がありました。以上のようなことから、それぞれ必要な対応を求める方向で考えています。

最後に、平成26年の答申及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況についてです。今回の部会審議は、専らこの部分の審議が中心となり、1回目の部会で出された意見を踏まえ、2回目の部会でも引き続き審議いたしました。資料の変更内容等の部分に記載しております①から⑥の課題につきましては、平成26年の答申で指摘され、所要の対応が図られなかったため、このまま第Ⅲ期基本計画に継承されたものであり、この①から⑤の課題が進まない原因である調査統計システムに関して、基本計画において新たな課題として、⑦の現行の調査統計システムの見直しが追加されたものです。

これらの課題のうち、①、②及び④の課題については、今年度中に所要の対応が図られたところですが、残りの課題は、基本計画で定められた実施時期を先送りするなど、未だ十分な対応が図られておりません。具体的には、③の課題は、冒頭で説明しました休職等教員数の男女別把握等を求めるものですが、これについては、本来、該当する学校種別調査票全てにおいて対応が求められているにもかかわらず、今回の変更では、幼稚園と幼保連携型認定こども園の調査票に限定した対応として、残りの学校種については、2022年度の調査からの対応と先送りしています。

また、④の課題も、本来は平成31年度から順次実施が求められているところでしたが、対応を先送りし、2020年度から2022年度の調査の間で対応することとしています。これらは、いずれも⑦の課題に起因するものであり、現行の調査統計システムが、調査事項の一部変更を行うにも多額の改修費用を要するため、新たなシステムが構築・稼働する予定の2022年度までは対応困難としているものです。調査統計システムの見直しについては、進展が見られないことから、部会審議でも、まず1点目として、調査システムの問題は、他府省でも共通的に起こる問題であるが、他府省と比べて非常に対応が遅いという点。2点目として、コンピューター技術も進展している中、これだけの多額の予算を要するというのは理解できないという点。そして、3点目として、現行システムのどこに問題があり、なぜ時間がかかるのか、今後どのように改善するのかなどの厳しい御意見があったところであります。

これらについては、調査実施者から部会で提示された工程表を踏まえても、必ずしも納得できる内容のものとは言えないため、2022年度を待たずに、可能な限り早期に、調査事項の変更に柔軟に対応可能な汎用性のある新たなシステムに移行するよう求めることを考えております。

また、⑥の課題については、平成26年の答申以降、未だ厚生労働省との調整を開始するに至っておらず、所定の期限までに実施できるのか、他の課題と同様に先延ばししているのではないかと懸念があることから、早急に調整を開始するよう求めることを考えております。

最後に、今後の予定ですが、既に部会審議を終えておりますので、今後は、審議結果を踏まえ、答申案を取りまとめの上、書面審議も活用しながら、来月6日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等はございますか。

本件については、必要な調査事項の変更に柔軟に対応できない現行の調査統計システムを見直すよう、平成26年の諮問審議の中で指摘されていたにもかかわらず、改善が図ることがなかったために、第Ⅲ期基本計画において課題として明記されたものです。

第Ⅲ期基本計画では、新システムへの変更の検討を平成30年度からの実施として、検討の期限を切っていませんが、文部科学省の現行の計画では2022年度調査からの移行としており、国民目線から見ても、余りにもスピード感がなくて、対応としては遅いと言わざる

を得ません。これだけきついことを言うのも珍しいのですけれども、本当にひどい状態です。

文部科学省は、この点を重く受けとめ、2022年度調査からの移行を前提とすることなく、速やかに新システムへの移行を図るとともに、当該システムとの関係から、対応を先延ばしにしていた課題についても、速やかに対応するようお願いいたします。お願いいたしますというよりも、要求します。

今後、答申案を取りまとめ、次回の委員会で報告いただくとのことですので、よりよい答申の採択のため、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、国民経済計算体系的整備部会の部会報告です。宮川部会長、御報告をお願いします。

**○宮川委員** 昨日2月19日に行われました第14回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料3-3と席上配布資料を適宜御覧ください。

第14回国民経済計算体系的整備部会においては、(1)生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について、(2)「統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等」について、(3)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討の3つについて審議いたしました。以下、概要を御説明いたします。

まず、(1)生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況についてです。内閣府からは具体的な試算結果が提示されました。スライドの6ページ、8ページ、9ページを御覧ください。特徴的な点は、生産面の精度は相応に高いと見受けられること、分配面の精度には一定の課題が見受けられ、更なる検証が必要なことの2点です。これに対して委員からは、「非常に有益な資料であり、かい離自体も重要な情報である。是非公表してほしい」との意見が複数聞かれました。一方で、「分配面は直近のかい離が大きいことなどから、慎重に検証を重ねる必要がある」との指摘もありました。このほか、公表系列の範囲、公表方法、公表のタイミングなどについても検討を進める必要があります。このため、内閣府には、こうした意見を踏まえ、引き続き検討を進め、可能であれば3月、難しいようであれば4月上旬をめどに、部会へ改めて報告するよう要請いたしました。

次に、(2)「統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等」についてです。内閣府からは「最大限の努力」という言葉にふさわしい大変前向きな回答がありました。具体的には13ページと33ページを御覧ください。33ページの黄色部分①-2と青色部分②-1ですが、これは当初の予定だったのですが、2月25日をめどに提供する、薄いオレンジ、ベージュに近い色の部分①-3、灰色部分①-4及び②-4ですが、一部を除いては3月末までに提供される、14ページになります。医療・介護サービス、非生命保険、FISIMを含む金融サービス、ソフトウェア、研究・開発は提供困難と見込まれる、の3点になります。この結果、民間企業設備の共通推計項目のデータ提供は困難ながら、国内家計最終消費支出については金額ベースで共通推計項目の9割はカバーできる見通しであるということになります。

この間、統計委員会担当室からも、簡便な推計によりどの程度の精度のデータを提供できるか、試行的に検証した結果が報告されました。具体的には18ページ、25ページを御覧

ください。住宅賃貸料に関しては高い精度で推計が可能、F I S I Mに関しては推計値が2期遅れとなる傾向があるため、現行のQ E推計値が同様な推移を示しているか今後検証する必要がある、の2点です。これに対して委員からは「内閣府の対応を高く評価したい」との声が聞かれました。これを踏まえて、本部会では、内閣府に対してデータ推計提供の検討を進めるように要請いたしました。

最後に、(3)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討についてです。こちらは、統計委員会担当室が実施した「パン類」、「そう菜・すし・弁当」に関する業界ヒアリング結果の報告です。29ページを御覧ください。結論としては、「パン類」に関してはまだ適当な基礎資料が見つからない、「そう菜・すし・弁当」に関しては有力な手がかりが見つかったというものです。委員からは「弁当類は品質調整が非常に難しいことが知られているが、今回のデータでは品質調整の手がかりがあるのか」「販売されずに廃棄される食品ロスを把握できるのか」といった技術的な質問がありました。これに対して統計委員会担当室は、いずれも正確に把握することは難しいと回答しております。また、別な委員からは、「Q Eから基準改定までのシームレスな推計を考える以上、そもそも基準年の産業連関表の推計のあり方についても視野に入れる必要がある」との指摘もありました。部会では、統計委員会担当室に対して、こうした指摘も踏まえつつ、引き続き検討を進めるよう要請いたしました。

なお、経済産業省生産動態統計の諮問も予定されておりますので、内閣府に対して、経済産業省とも協力しながら早急に検討を進めるよう併せて要望いたしました。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問、御意見等がございますか。非常に広範囲にわたった、しかも非常に内容のある部会報告だったと思いますが、山澤臨時委員、何か特に……。

○山澤臨時委員 私の担当したところは、統合比率のデータの提供の要望についてです。非常に前向きに検討していただきました。実際にそのデータが公表されれば、分析の幅がかなり広がり、ユーザーにかなり役立つと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは取りまとめたいと思います。まず、(1)生産面及び分配面の四半期別G D P速報ですが、内閣府から具体的な試算結果が提示されました。これは画期的なことだと思っています。Q E段階において、生産、支出、分配の3面の情報に関する興味深い結果となっています。景気判断でG D Pを利用するユーザーにとっては、かい離を含めて有用な情報が多く含まれていると思います。多くの諸外国では、既に3面の情報、つまり生産、支出、分配、その3面の情報を活用した分析が可能となっているわけで、日本ではこういう試みがきちんと出てきたということは、大変重要なことだと思っています。分配面を中心に精度面でまだ一定の課題があるように見受けられますが、この点を含めて、内閣府において引き続き検討して、早期に取扱いについて結論を出すようお願いいたします。

(2)統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等についてですが、内閣府か

らは、残された需要側・供給側推計値については2月25日、共通推計項目については3月末までに提供するとの「最大限の努力」というお話でしたが、正にその「最大限の努力」というにふさわしい非常に前向きな回答であったと思います。部会では、「内閣府の対応を高く評価したい」との発言があったとのことですが、私としましては、統計委員会のデータ要望に関して真摯に取り組んでいる内閣府の回答を高く評価したいと思います。私としては非常に珍しい評価ではあります。

最後に、(3)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討ということについてです。統計委員会担当室が実施した「パン類」、「そう菜・すし・弁当」に関する業界ヒアリングの結果は、実は非常に興味深いものですし、それからGDPの改定幅を縮小するのに役立つような情報が得られるようになると思います。これは、バックグラウンドが分からない方は分からないと思うのですが、この「パン類」、「そう菜・すし・弁当」というのは、実は非常に大きな重みがあるのですが、実は全然よく分かっていなかった。こちらをいわば「えいや」でつないでいたということなのですが、そのためにGDPの改定幅が大きなものになるという形になっていたわけですが、そのGDPの改定幅を縮小するのに役立つような情報が得られるように思っております。統計委員会担当室は引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、点検検証部会の部会報告です。河井部長、お願いいたします。

**○河井委員** ありがとうございます。こちらは、本日配布されました資料3-4にその報告が記載されております。第1回の点検検証部会においては、点検検証部会の運営について、基幹統計の点検結果等について、3番目に今後の進め方についての3件について審議を行いました。以下、概要を説明いたします。

なお、1月30日の委員会では、統計委員会で点検検証を行う前提として、政府に対して3つの要請を行いました。これについては、総務省の方から西村委員長及び私に対して、委員・専門委員・審議協力者の活動を全力で支援すること、点検検証部会をサポートする体制を大幅に強化すること、各府省から正確かつ誠実な情報提供や対応が確保されるように努めること等を約束するという説明がありましたので、これを了解いたしました。西村委員長からの要請が満たされていることなので、この部会を開催するという運びとなりました。

これらを受けて、まず点検検証部会の運営についてですが、(1)運営について。まず最初に、西郷委員に部会長の代理をお願いしたほか、会議を公開で行うということを決めました。さらに、私の方から、部会運営に当たっての基本方針、これは資料3-4の4ページのところに記載されておりますが、その提案を行って、審議の上で認められましたので、決定するということになりました。

この基本方針では、前回の統計委員会で審議されました「統計委員会の対応について」、これは資料2の方に付されておりますけれども、これに基づいて検討を進めること。審議における中立性の確保、情報の適時開示と透明性の確保に最大限努めること。このため、委員等は、点検対象となる府省の統計の作成プロセスに関与した経験がある場合は、その

旨を事前に申告するとともに、当該統計に関する審議には参加しないこと。当面、2つのワーキンググループを設置し、並行して審議を行うこと。部会及びワーキンググループの審議状況は、直近に開催される統計委員会に報告して意見を求め、こちらを踏まえて部会及びワーキンググループを運営すること。最初に総務省から公表された基幹統計の点検結果について評価を行った上で、今年の春までに基幹統計及び一般統計の予備審査を行うことを目標とすること。検討に当たっては、不適切事案について、単なる数だけではなくて、その影響度について、4つに段階分けをしておりますが、利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り、利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り、数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合、数値の誤りも利用上の支障も生じない場合など、影響度に着目した段階分けによって、分かりやすく整理する。部会では、6月から7月までに第一次の再発防止策の提案を取りまとめることとしております。

次に、基幹統計の点検結果等について、総務省が取りまとめた基幹統計の点検結果等の報告を受けました。これについて、各案件が先ほどの影響度に着目した4つの段階のどの段階に該当するかということについて、次回の部会で報告あるいは議論をすることになりました。

3番目に、今後の進め方につきましてですが、第2回以降、各省に対して、まず最初に書面調査を行うことにいたしました。今回は、こちらに先立ち、どのような視点でその調査を設計するかということ審議いたしました。その視点の案として、資料の6ページ、一番最後のページですけれども、こちらのように、たたき台として、基幹統計に関する追加調査に向けた「視点」というものを提出いたしました。今回は、我々のミッションというのが再発防止と統計の品質向上の観点から取り組むことということになっておりますので、その2点はもちろん加えておりますが、それだけではなくて、どのような対策を講じてミスや不正の発生を完全に防ぐことはできない可能性がありますので、そのことを考慮した「発生時の対応」というカテゴリー、これが真ん中ですけれども、その3つの項目について個々の視点というものを私の方から提案させていただきました。

これに対して、この内容につきましては、皆様に同意をいただいたのですが、様々な意見をそのときに議論の中でいただきました。例えば、再発防止のところですが、集計とか、各段階でいろいろな問題が起こり得るわけなのですけれども、実査の状況の記録とか保存です。今回は保存がうまくいかなかったということで問題になったわけなのですけれども、そういう観点で、現状がどのような状況なのかということ調べる必要があるのではないかという御意見をいただきました。

あと、これも再発防止のところに関連するのですが、川口専門委員の方から、個票のデータを研究者が二次利用しているわけなのですけれども、その二次利用が行われるということが、実はこういうデータの問題を発見する大きな手助けになると思われまますので、二次利用がどの程度行われているのかという状況の把握を項目に加えた方がいいという御意見をいただきました。

あとは、統計が作られる段階で、統計の改善とか品質のマネジメントというものがどのような形で行われているかということについても調べた方がいいという御意見をいただき

ました。

その品質のマネジメントを高める上で必要な人事の環境はどのようなものなのか、あるいは業務の継続性を図るためにマニュアルというのがどの程度整備されているのかという視点についての項目を加えるべきだという御意見もいただきました。

実は昨日行われたばかりで、まだきちんとまとめられていないのですが、様々な意見をいただきまして、次回の委員会で具体的に、まず前回行われた総務省の調査の質問票を前提にしまして、こちらに基づいて皆様と議論をしながら、書面調査の質問項目と、あと視点について、どのような視点を追加して加えるべきなのかということについても詳しく議論していきたいと考えております。

その後は、ワーキンググループを作って、書面調査をまず出して、各省からその回答を得た後なので、ワーキンググループでそれぞれ審議を進めていきたいというような方向性を決めております。

私の報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の報告について何か御質問、御意見等はございますか。まだ始まったばかりなので、意見ということも多分ないと思いますので、これからいろいろな形で部会と本委員会との間のやりとりというのが出てくるのだと思います。

それでは、この時点での取りまとめをしたいと思います。

ただ今御報告のありました点検検証部会の運営方針及び今後の進め方については、本委員会としても了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○西村委員長** 今後、これに従って、点検検証に精力的に取り組んでいただきたいと思えます。

点検検証部会は、公的統計の信頼回復に向けて、再発防止、統計の品質向上を目指した点検検証という重大なミッションも背負っております。本委員会としても、部会の活動を最大限に支援してまいりたいと思えますので、今後とも審議状況を随時御報告いただきますようお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。昨年11月に開催されました第128回統計委員会において、私から北村統計制度部会長に対し、匿名データの利用者への早期提供に向けて、統計制度部会において、提供の早期化につながる今後の統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施について検討し、本委員会への報告をお願いしたところです。統計制度部会における検討結果について、北村部会長から御説明をお願いいたします。

**○北村委員** 資料4を御覧ください。資料4の構成ですが、1ページ目に検討経緯、平成27年9月の統計委員会決定の改正案の概要等を整理した1枚紙を付けております。2ページ目に統計委員会決定の改正案の本体を、3ページ目から7ページ目に匿名データの作成に係る匿名化処理基準を添付し、8ページ目に参考として現行の統計委員会決定を添付する構成となっております。報告内容につきましては、1ページ目の概要に沿って全体を説明させていただきます。

ただ今、西村委員長から御説明があったように、昨年11月の本委員会において西村委員長から、匿名データの提供早期化に向け、今後の統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施について検討し、2月をめどに本委員会に報告するよう、統計制度部会の部会長である私に指示がありました。西村委員長からの指示を受けまして、昨年12月に開催されました第3回統計制度部会において、西村委員長からの指示内容を部会の構成員の皆様に説明し、まず私の方で有識者からの意見を聞いた上で案を作成し、改めて部会に提案するということといたしました。これを受けて、私の方で事務局と相談の上、匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について、総務省から説明を受けるとともに、匿名データに関して高い見識を有する学識経験者の方々をお招きして御意見を伺いました。その上で、統計制度部会における審議の結果、資料の2ページ目にある「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の改正案を取りまとめたところでございます。

次に、この改正案の具体的な内容について、簡潔に説明いたします。まず、基本的な考え方といたしましては、公的統計基本計画等を踏まえ、これまでの統計委員会における審議を踏まえた運用をベースに「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を策定し、総務省統計研究研修所がこの匿名化処理基準等に基づき検証や支援等を行う仕組みを新たに設け、これを最大限に活用し、統計委員会における審議の重点化及び効率化を図ることにより、匿名データの提供早期化・充実の促進を図ろうというものであります。

また、具体的なポイントとしては、大きく4点ありまして、第1点目は、匿名データの提供時期に係る予見性を高めるため、基幹統計調査の実施または変更に係る諮問審議の際に、必要に応じて匿名データについても提供時期を確認するという項目を入れるということです。

2点目は、現行の運用と同じ取扱いとなりますが、匿名化処理基準に沿って匿名データを作成する場合、統計委員会への諮問は不要とするものです。

3点目は、匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法により匿名データを作成する場合、統計委員会に諮問するということになっております。ただし、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には、部会審議を省力化し、審議の簡素化及び効率化を図ろうというものであります。

4点目は、匿名データ作成に係る過去の統計委員会答申において示された今後の課題、例えば地域情報や年齢情報の詳細化などについては、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所の検討結果について報告を求め、その取扱いについては別途検討するとまとめました。

統計制度部会としましては、こうした取組を行うことによって、匿名データの提供早期化を実現するとともに、統計技術的かつ専門的な検討が必要な事項については、統計研究研修所の検討状況も踏まえながら、統計委員会として必要な処置を講ずることとし、統計委員会審議の重点化及び効率化を図ることについて提言するものであります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

匿名データの作成に当たっては、統計研究研修所が匿名データの作成方法の検証やサポ

ートを行う仕組みを新たに導入して、統計委員会審議の重点化及び効率化を図ること等によって、匿名データの提供早期化を実現するというものであり、私としてはこの形で進めていきたいと思っておりますが、統計研究研修所が担う役割が重要となってきましたので、総務省統計幹事、いかがでしょうか。

○千野総務省統計局長 統計局長です。匿名データの早期提供に向けましては、統計研究研修所としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○西村委員長 私としてはこの形で進めていきたいと思いますが、御質問あるいは御意見等はございますか。

特になければ、この形で進めさせていただきます。

それでは、統計法第35条第2項の規定に基づく審議の手続についてお諮りいたします。資料4の改正案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、案のとおり決定させていただきます。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については、調整中です。日時・場所につきましては、別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第132回統計委員会を終了いたします。